

対象案件	ごみ処理手数料の改定(案)について	
意見募集期間	令和 4年12月1日(木)から令和5年1月4日(水)まで	
担当部署(問合せ先)	環境課 電話 011-372-3311 内線 4103	
意見提出件数	意見提出者数 2人	
	意見提出件数 6件	
	改定案に賛成するもの	件
	改定案に反対するもの	件
	改定案の修正を要望するもの	件
	改定案に付随した要望	件
	その他(パブリックコメントの対象以外の意見等)	6件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>1 更なる分別により処理手数料は、市がごみ処理にかける経費は減額となるが、千歳までの運搬経費により市民負担が増額されるということか。</p>	<p>分別が適正になされ、本市のごみ処理量が減りますと、焼却施設維持管理費のうち、処理量の割合に応じて構成市町が負担する負担金が減額されるなどの影響が考えられます。</p> <p>広域での焼却処理により新たな運搬経費が発生しますが、ごみ処理経費は運搬費用も含めた総合的にかかる経費を推計して原価計算を行うとともに、適正な費用負担等を考慮し、市民が負担する手数料等を算出したものです。</p>
<p>2 新設による借入金の返済とランニングコスト代により、今後も減額の見込みはないということか。</p>	<p>借入金の返済にあたる焼却施設の建設費については、本市負担分をおよそ20年かけて負担します。</p> <p>ランニングコストにあたる維持管理費につ</p>

3 埋立ごみが減量されたとしてもなくなる訳ではないので、将来的な解決方法等について検討をしているか。

4 千歳市までごみを運搬することで移動距離が長くなり、燃料費が高くなるが、ガソリン以外の燃料の転換は検討しているか。

5 既存の施設の活用はどのようにするか。更地に戻すのか。

いては、本市を含めた2市4町(北広島市、千歳市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町)で負担する関係市町割とごみ処理量に応じて負担するごみ処理量割により構成されていますので、他市町を含めたごみ処理量の割合により負担する経費が変更になることがあります。

今後につきましても、人件費や施設の更新費用などの状況を注視し、適正な手数料の設定について検討してまいります。

燃やせないごみ以外にも焼却処理後の焼却灰の処分等の課題もあることから、最終処分場については、焼却施設を建設している道央廃棄物処理組合において広域による設置を検討しています。

ごみの運搬については、特殊な車両を使用することから、燃料については軽油を予定しておりますが、次世代自動車等の導入については、車両の更新時等に検討してまいります。

現在、ごみの埋立を行っている本市のクリーンセンターの敷地内では、燃やせるごみを圧縮して一度に運搬できるごみ量を増やすための中継施設を建設しています。

資源として利用する空き缶やペットボトル

6 ごみ処理経費の内訳が平成 28 年度から令和 2 年度と令和 6 年度では異なるので、経費の負担割合を同等にすることは市民が納得しないのではないか。市として内訳を公正に説明する義務があるのではないか。

等の圧縮・選別処理を行っている資源リサイクルセンターも引き続き稼働します。

また、生ごみについては、資源として今後も分別していただくことから、アクア・バイオマスセンターについてもこれまでと同様に稼働します。

令和 6 年度からごみの焼却処理が開始されることにより、ごみ処理方法自体が大きく変わることから、経費の内訳も変更となります。

内訳については、焼却施設までのごみの運搬経費、人件費、焼却処理にかかる経費等が加算される形となっております。

今後とも、市民に分かりやすい資料作成に努めてまいります。